

# 北九州市立消費生活センター わかものサポートニュース



## 「お金をあげる」と言われても、 SMS 認証コードは他人に教えないで！

### 【相談事例】

●高校時代の友人から、「後払い決済アプリの情報を教えたら、1万円もらえる。」と言われた。スマホに後払い決済アプリをインストールし、携帯電話番号とメールアドレス、後払い決済事業者からSMSに届いた認証コードを友人に教えた。それ以降毎月6千円程の請求があり、決済アプリで確認したところ、他県で何者かがスマホ2台を20万円で購入し、その代金を請求されていることが判った。支払いを拒むと、法律事務所からも督促が届くようになった。騙されたのに、私が支払わなければならないのか。  
(20代 男性)

SMS 認証コードは、アカウント開設やログイン時の本人確認のために、登録した携帯電話番号に送られてくる数桁の数字です。後払い決済アプリなどでは、認証コードが一致すれば、直ぐにスマホで後払いでの買い物が出るものもあり、**詐欺に利用されるケース**が増えています。



### ⚠️ アドバイス

- 「SMS に届く認証コードを教えて。」と言われたら、詐欺を疑ってください。
- 本人確認の為の認証コードを、他人に教えてはいけません。教えてしまうと、いくら騙されたといっても、過失があったとみなされ、免責や補償を求めることは難しくなります。
- 認証コードを他人に教えてしまったら、すぐに認証コードを発行した事業者  
に連絡をし、速やかに警察に相談しましょう。

**困った時は、ひとりで悩まず消費生活センターにご相談ください。**

消費者ホットライン ☎188

(あなたの地域の消費生活センターにつながります。)

北九州市立消費生活センター【ウェルとばた7F】	☎861-0999
小倉北【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南【小倉南区役所3F】	☎951-3610
八幡西【八幡西区役所コムシティ4F】	☎641-9782